

農水第1016号
令和6年2月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高岡市長 角田 悠紀

市町村名 (市町村コード)	高岡市 (162027)
地域名 (地域内農業集落名)	北般若地区 (西部金屋,石代,吉住新,吉住,大清水,春日,徳市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢を理由に引退する個別経営体もあり、現況のままでは全ての農地は受けきることができないため、新規就農者等の規模拡大、後継者育成の必要がある。
- ・地代が受け手によってバラバラであり、分散錯園解消の妨げになっている。
- ・地域内の担い手が集まり集積・集約などの意見交換をする場が必要である。
- ・自家販売などの所得向上に向けた取り組みが必要である。
- ・長年にわたる庄川の氾濫の影響もあり水が抜けやすく粘土質の表土もわずかで畑作も対応可能なものが限られる。
- ・一部チューリップやニンニクも行っているが多くはなく、里芋はまだ、作付け量が多い。
- ・菜種も一時期盛んであったが、根こぶ病が蔓延したため、今はほとんど作付けされていないおらず、同じアブラナ科の白菜も同様である。
- ・物価高騰に合わせ、作物の販売価格向上が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引退する個別経営体の農地については、既存の経営体の経営面積拡大に加え、後継者が担い手となる。
- ・主穀作(水稻、大麦)と園芸作物(大豆、里芋等)の複合化に取り組む。
- ・自家販売の拡大などにより、売上・所得向上を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	323.23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	323.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・吉住、吉住新の2地区においては、既存経営体を中心に後継者等の新規就農者が集落内で集積・集約について協議していく。
- ・西部金屋、戸出徳市、戸出春日、戸出石代、戸出大清水の5地区については既存の経営体が引き続き担い手となり、維持していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・将来の経営農地の集約化のため、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・狭隘かつ不整形な農地については、耕作しやすいよう、地権者の同意を得ながら畔倒し等の補正に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・麦・大豆に取り組む他、園芸作物の作付にも取り組みを進める。
- ・引退する担い手については、既存経営体の面積拡大の他に、後継者確保・育成に努める。
- ・直接販売等を拡大させ、売上拡大と農業所得の向上に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑩麦・大豆、里芋等の複合化に取り組む。また、直接販売を拡大させ、農業所得向上に取組む。